日立市企業局公告第１６号

入札参加資格審査申請受付要項

日立市公営企業管理者が発注する建設工事、建設コンサルタント業務等、物品購入等及び業務委託の契約に係る入札に参加を希望する者は、下記により申請してください。

令和８年 10 月 15 日

日立市公営企業管理者　岡部　和彦

記

１　建設工事、建設コンサルタント業務等（測量・建設コンサルタント・地質調査・補償関係）

(1)　申請期間

令和８年 11 月２日（月）から 11 月６日（金）まで

(2)　申請方法

茨城県土木部監理課建設業担当が受け付けます。入札参加申請自治体を日立市とすることで、日立市企業局への申請者となります。

次のいずれかの方法により申請してください。

ア　電子申請　茨城県入札参加資格電子申請システムを利用

イ　紙申請（インターネットが利用できないなど電子申請が不可能な場合に限る。）書留郵便による提出のみ（当日消印有効）

(3)　資格有効期間

５か月（令和９年１月 11 日から令和９年６月 10 日まで）

(4)　その他

ア　今回は追加受付となりますので、既に令和７・８年度の入札参加資格申請（定期）を申請済みの方は申請する必要はありません（ただし、業種の追加を希望する場合を除く。）。

イ　**申請方法の詳細は、茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ掲載予定の「令和７・８年度建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格申請（令和８年 11 月受付）について」を参照してください。**

ウ　建設工事、建設コンサルタント業務等の申請受付に際しては、社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）の加入を登録要件とします(法令等により適用を除外されている者は除く。）。

２　物品購入等（売買・印刷・賃貸借）、業務委託

(1)　申請期間

令和８年 11 月２日(月)から 11 月６日(金)まで

(2)　申請方法

ア　企業局分及び日立市分を同時に受け付けます。

イ　申請書類（別表）を**「日立市総務部契約検査課宛」、書留郵便により提出してください（当日消印有効）。**

(3)　資格有効期間

１年５か月（令和９年１月 11 日から令和 10 年６月 10 日まで）

(4)　その他

ア　今回は追加受付となりますので、令和８・９年度の入札参加資格を有している方は、申請する必要はありません。

（ただし、業務・物品の追加を希望する場合を除く。）。

イ　申請には、営業年数２年以上が必要になります（決算を２回以上行っていることが対象。）。

３　名簿の公表

有資格者名簿につきましては、閲覧（日立市企業局総務課）及びインターネット（日立市企業局ホームページ）で公表します。

４　郵送先

宛先　日立市総務部契約検査課

住所　〒317-8601 茨城県日立市助川町１丁目１番１号

５　問合せ先

日立市企業局上下水道部総務課契約係
電話　0294-22-3111　内線 493
IP 電話　050-5528-5112

別　表

申　請　書　類

建設工事、建設コンサルタント業務等	物品購入等（売買・印刷・賃貸借）	業務委託
共通書類と日立市個別書類の両方が必要です。 （**共通書類**） 「令和７・８年度建設工事(建設コンサルタント業務等)入札参加資格審査申請の手引き共通書類編」を参照（茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ掲載） （**日立市個別書類**） ①建設工事 ・個別書類チェック表 ・日立市内建設工事登録希望工種申請書 ②建設コンサルタント業務等 ※個別書類はありません。	業務委託との共通書類と個別書類の両方が必要です。 （業務委託との**共通書類**）（注１、注２） ①資格審査申請書（原本）（注３） ②委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合)（原本）（注３） ③使用印鑑届（原本）（注３） ④印鑑証明書（写し可）（注５） ⑤経営規模等総括表（写し可）（注３） ⑥法人の登記事項証明書（写し可）（注５） 法人以外は、代表者の身分証明書（写し可） ⑦納税証明書（写し可）（別紙参照） ⑧誓約書（原本）（注３） （**個別書類**）（注１） ①取扱品目表（原本）（注３） ②販売実績書（写し可・直前１年間分）（注３） ③特約店・代理店証明書（写し可） ④各種登録証明書（許可証、登録証、免許証等の写し）	物品購入等との共通書類と個別書類の両方が必要です。 （物品購入等との**共通書類**）（注１、注２） ①資格審査申請書（原本）（注３） ②委任状(入札、契約等の権限を支店等に委任する場合)（原本）（注３） ③使用印鑑届（原本）（注３） ④印鑑証明書（写し可）（注５） ⑤経営規模等総括表（写し可）（注３） ⑥法人の登記事項証明書（写し可）（注５） 法人以外は、代表者の身分証明書（写し可） ⑦納税証明書（写し可）（別紙参照） ⑧誓約書（原本）（注３） （**個別書類**）（注１） ①**取扱業務表（原本）**（注３、**注4**） ②業務実績書（写し可・直前２年間分）（注３） ③各種登録証明書（許可証、登録証、免許証等の写し） ④資格者一覧表（写し可）（注３）

注１　物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の申請書類は、緑色のＡ４フラットファイル１冊（紙表紙）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。※詳細については日立市のホームページをご覧ください。

注２　物品購入等（売買・印刷・賃貸借）及び業務委託の申請書類を同時に提出する場合は、共通書類は兼用可能です。

注３　日立市及び企業局の独自様式は、各機関の窓口で配布及び日立市並びに企業局のホームページに掲載します。
・日立市　http://www.city.hitachi.lg.jp/　・企業局　http://www.city.hitachi.lg.jp/kigyo/

注４　業務委託の取扱業務表については、日立市と企業局の様式（内容）が異なりますので注意してください。

注５　官公署が行った証明書類については、申請書提出時における最新のもの（申請受付締切日以前３か月以内に発行されたもの）を提出してください。

別　紙

提　出　す　る　納　税　証　明　書　の　一　覧　表

営業所及び住所又は本店の所在地		提出する納税証明書（未納がないことを証明するもの）		備　　考
1	住所又は本店を日立市内に有する者	市税（日立市）	市民税、固定資産税（償却資産分を含む）、都市計画税及び軽自動車税 **・法人に係るもの　・個人の場合は、代表者に係るもの**	※法人の代表者に係る市税の納税証明書の提出は不要です。
		県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（**様式第４０号の４（イ）**）	
		国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 **・個人‥様式その３の２又はその３　・法人‥様式その３の３又はその３**	
2	営業所等を日立市内に有し、住所又は本店が日立市外である者	市税（日立市）	市民税、固定資産税（償却資産分を含む）、都市計画税及び軽自動車税	
		県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（**様式第４０号の４（イ）**）	
		国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 **・個人‥様式その３の２又はその３　・法人‥様式その３の３又はその３**	
3	・住所又は本店を茨城県内に有する者 ・営業所等を茨城県内に有し、住所又は本店が茨城県外である者	県税（茨城県）	事業税及び法人県民税（**様式第４０号の４（イ）**）	
		国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 **・個人‥様式その３の２又はその３　・法人‥様式その３の３又はその３**	
4	住所又は本店が茨城県外である者	国税	所得税（法人の場合は、法人税）、消費税及び地方消費税 **・個人‥様式その３の２又はその３　・法人‥様式その３の３又はその３**	

【注意事項】

1　申請の日の属する年度分の納税証明書（未納がないことを証明するもので、申請受付締切日以前３か月以内に取得したもの）を提出してください。

2　市税（日立市）について

申請者に納付義務のある全ての市税について、**申請時点において滞納のないことが要件**となりますので、次の点に留意して、納税証明書を取得してください。

(1)　納付義務のある**市税の納税証明書**※を取得してください。

※　**表示項目以外に滞納がない旨が記載された納税証明書であれば、課税された税項目すべてが表記されている必要はありません。**

(2)　**納期限の日以前に取得した納税証明書は、「納期限未到来」分の税額の表示がされていても差し支えありません。**

(3)　納付されてから入金が確認できるまで数日かかるため、納めていただいた分が納税証明書に反映されないことがあります。
納付した日から概ね２週間以内に納税証明書を取得する場合は、次の書類を提出してください。

ア　口座振替の場合　…… 通帳（納付確認ができる部分）の写し

イ　市役所及び金融機関等の窓口で納付した場合　…… 領収証書の写し

以　上